

建設業認可申請の手引

－事業承継等・相続－

令和7年8月

福島県土木部

目 次

1	建設業の者の地位の承継について	P. 1
2	事業承継等	P. 1
3	相続	P. 3
4	認可申請の手続	P. 5
5	認可申請の結果	P. 6
6	認可通知後の手続	P. 6
別表 9	事業承継等及び相続の認可申請に必要な書類の一覧	P. 7
別表 10	認可申請に係る提出書類の内容を確認するもの一覧	P. 8

別表 1 ～ 8 は「建設業許可申請の手引」を御確認ください。

1 建設業者の地位の承継について（建設業法第17条の2及び3）

令和２年１０月１日の建設業法（以下、「法」という。）改正に伴い、事業承継及び相続の規定が新設されました。

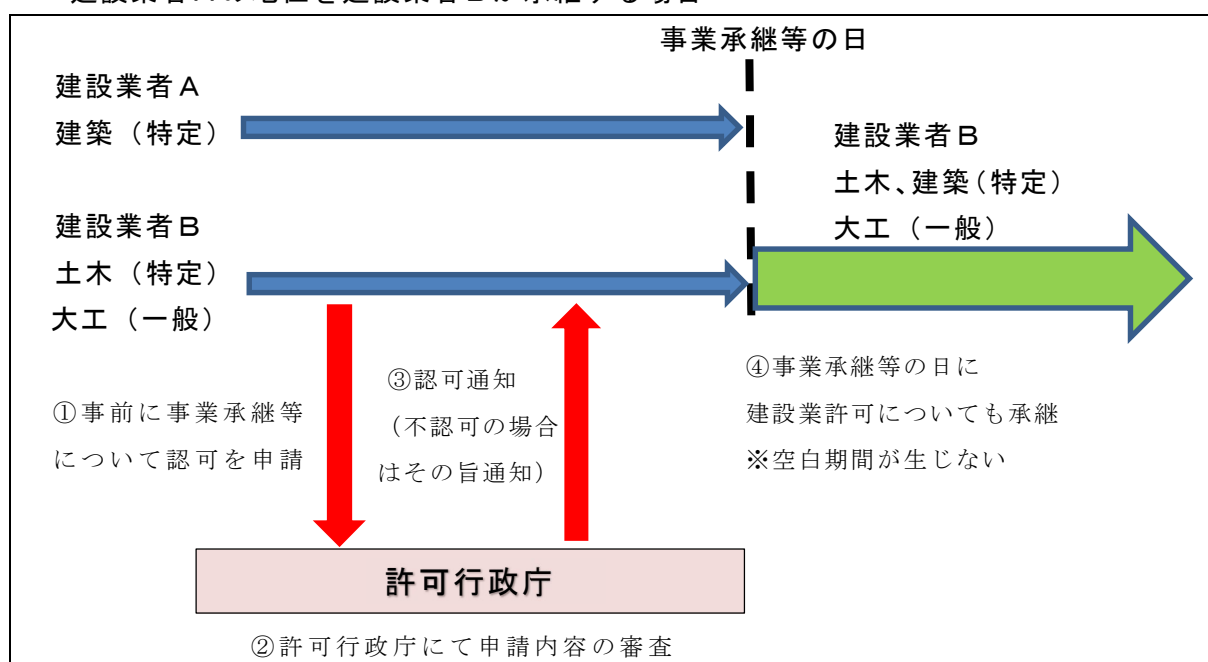
譲渡及び譲受け、合併、分割（以下、事業承継等という）では事前の認可を、相続では死亡後３０日以内に認可を受けることで、空白期間を生じることなく、事業承継することが可能になりました。

※ 個人事業主の法人成りについては、福島県では今回の法改正以前から空白期間が生じないように対応しています。

2 事業承継等（法第17条の2）

(1) 事業承継等の流れ

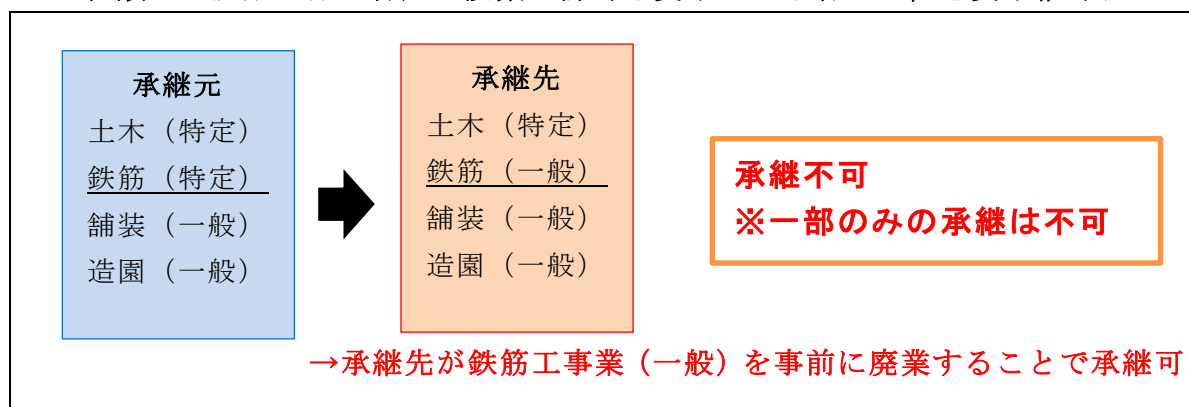
建設業者 A の地位を建設業者 B が承継する場合



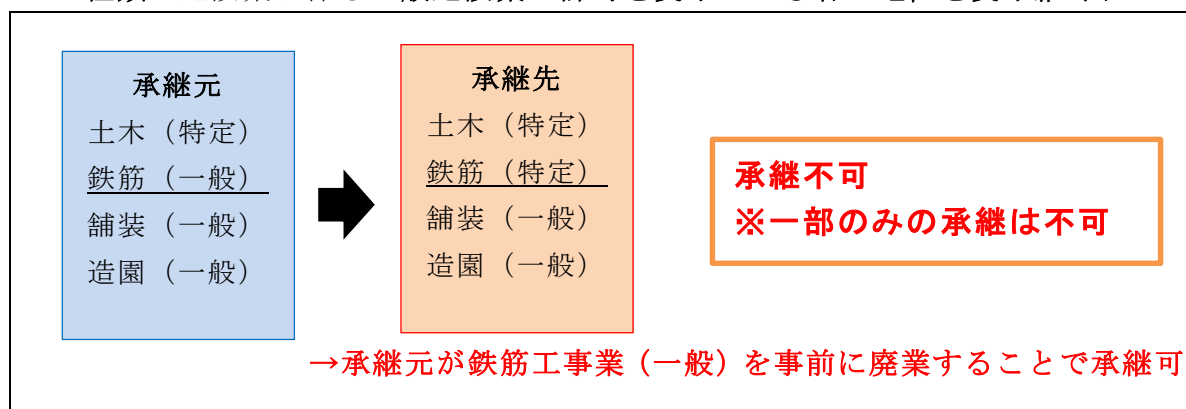
(2) 承継の対象外とするケース（法第17条の2各項共通）

許可業種の一部のみの承継はできません。

①一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐケース



②特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐケース



(3) 福島県知事へ認可申請できるケース（アかイのいずれかに該当すること）

ア 承継人（譲受人、合併存続法人、分割承継法人）及び被承継人（譲渡人、合併消滅法人、分割被承継法人）のすべてが福島県知事許可業者である

イ 事業承継等後、建設業を営む営業所が福島県内のみである

※ 承継人又は被承継人のうち、1者でも福島県以外の許可を受けた建設業者が含まれる場合は、「国土交通大臣」の認可が必要になります。

なお、国土交通大臣に認可申請した場合は、速やかに様式第22号の9による福島県知事への届出が必要です。

(4) 認可の要件

承継人に係る事業承継等の認可については、建設業許可の要件を満たしているか、法第7条、法第8条及び法第15条を準用し、審査します。

（建設業許可申請の手引 P2-6 参照）

なお、認可しようとする承継に係る建設業の許可又は承継人の建設業の許可について、既に付されている条件の取消や変更をしたり、新たに条件を付すこともあります。

(5) 許可番号

ア 承継人が建設業許可を持っていない場合 被承継人の許可番号を使用する

イ 承継人が建設業者である場合 承継人が自身又は被承継人の許可番号のいずれかを選択できる

(6) 許可の期間

当該承継の日のから5年間

(7) 申請の時期

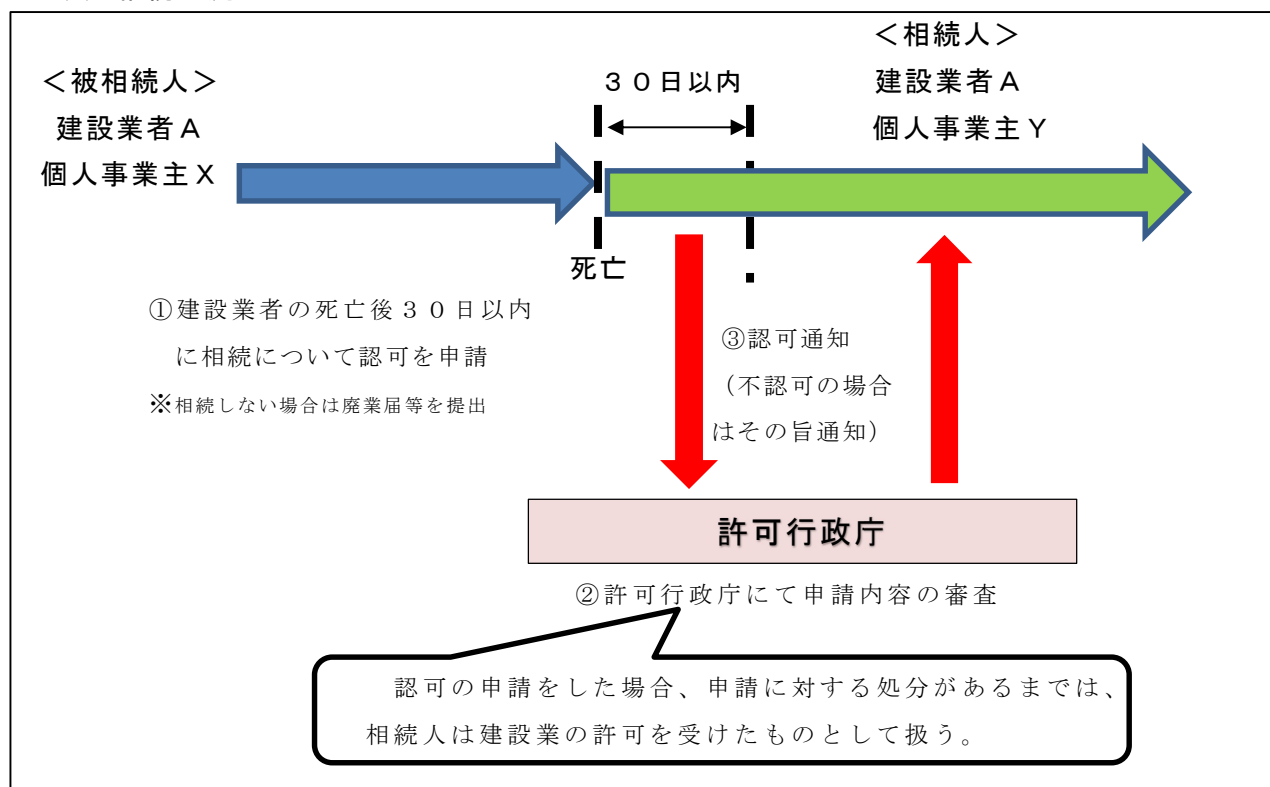
法人設立後でなければ申請できません。（ただし、新設合併、新設分割は除く）

3 相続（法第17条の3）

建設業者が死亡した場合において、相続人（※）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、相続人は、被相続人の死亡後30日以内に申請し、認可を受けなければなりません。

※ 相続人が複数いた場合、相続人全員が被相続人の営んでいた建設業の全部を承継する相続人を選定すれば、その選定された者。

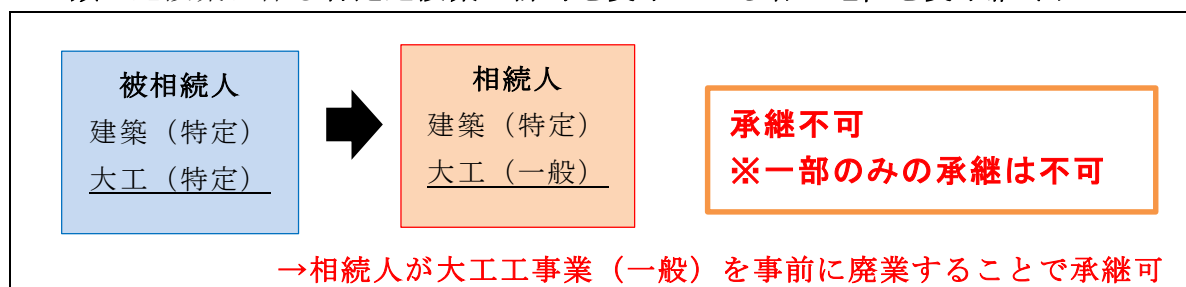
(1) 相続の流れ



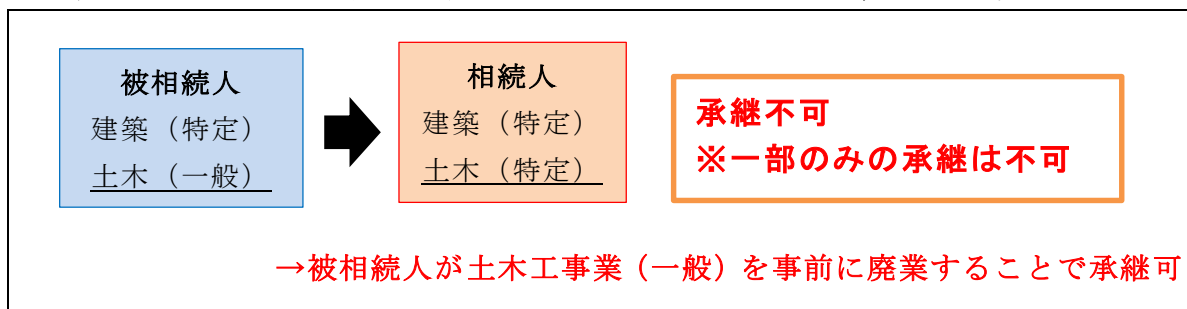
(2) 相続の対象外とするケース

許可業種の一部のみの相続はできません。

① 一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐケース



②特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐケース



(3) 福島県知事へ認可申請できるケース（アかイのいずれかに該当すること）

- ア 相続人及び被相続人のすべてが福島県知事許可業者である
- イ 事業承継後、建設業を営む営業所が福島県内のみである

※ 相続人又は被相続人のうち、1者でも福島県以外の許可を受けた建設業者が含まれる場合は、「国土交通大臣」の認可が必要になります。

なお、国土交通大臣に認可申請した場合は、速やかに様式第22号の12による福島県知事への届出が必要です。

(4) 被相続人の許可の取扱い

相続人が認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなします。

(5) 認可の要件

相続人に係る相続の認可については、建設業許可の要件を満たしているか、法第7条、法第8条及び法第15条を準用し、審査します。

（建設業許可申請の手引 P2 以降参照）

なお、認可しようとする相続人に係る建設業許可又は相続人が受けている建設業の許可について、既に付されている条件の取消や変更をしたり、新たに条件を付すこともあります。

認可を受けた相続人は、被相続人の建設業者としての地位を承継します。

(6) 許可番号

- ア 相続人が建設業許可を持っていない場合 被相続人の許可番号を使用する
- イ 相続人が建設業者である場合 相続人が自身又は被相続人の許可番号のいずれかを選択できる

(7) 許可の期間

認可の日の翌日から5年間

4 認可申請の手続

(1) 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類は、**別表 9**のとおりです。

なお、認可の審査にあたっては、承継人及び相続人が許可要件等を満たしていることが必要です。確認資料は「建設業許可申請の手引」別表 5 のとおりです。

また、申請内容の確認のため必要な資料の提出や提示を求める場合がありますので御了承ください。

(2) 認可申請書類の入手先

認可申請にあたっては、**別表 9**に掲げた書類を、法令で定める様式により作成することが必要となります。

様式は、福島県土木部建設産業室のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/ninkashinsei.html>

(ホーム > 組織でさがす > 建設産業室 > 建設業許可の事業承継等及び相続に係る認可申請について)

(3) 認可申請書類の必要部数

認可申請書類は、次のとおりです。

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 1 部
- ・ 入力に必要な用紙の写し 1 部
 - 様式第二十二号の五、様式第二十二号の五別紙二、
様式第二十二号の七、様式第二十二号の七別紙二、
様式第二十二号の八、様式第二十二号の八別紙二、
様式第二十二号の十、様式第二十二号の十別紙二、
第七号、第七号別紙、
様式第七号の二、様式第七号の二別紙一及び二、
第七号の三、第八号、第十二号、第十三号)

} いずれか該当するもの

} いずれか該当するもの

※第七号別紙、第七号の二別紙一及び二、第十二号、第十三号は、氏名に**フリガナ**を記載してください。

(4) 申請書類の提出期限

審査や通知手続に時間を要するため、事前相談を済ませた上で、事業承継等予定日の 30 日前（土日祝日等の休日を除く）までに申請してください。

なお、事前相談は事業承継等予定日を決定する前でも受けておりますので、お早めに御相談ください。

(5) 申請書類の提出先

申請書類の提出先は、主たる営業所（通常は本店）の所在地を管轄する各建設事務所（「建設業許可申請の手引」**別表 8**）です。

申請書類は、郵送にて主たる営業所を管轄する建設事務所へ郵送してください。

(6) 審査の標準的な処理期間

申請書等を正式に受理してから審査のためにおよそ30日程度（閉庁日を除く）要します。

(7) 認可申請に係る費用

申請手数料はかかりません。

(8) 代理申請

認可申請については、行政書士及び弁護士による代理申請が可能です。（行政書士等以外の代理申請はできません）

(9) 認可申請の取下げ

認可申請書提出後、取下げ事由が発生した場合は、速やかに提出先の建設事務所に連絡した上で、認可申請の取下げ願を提出してください。

提出部数は、正本と副本各1部です。

5 認可申請の結果

(1) 認可

申請書を受け付けた建設事務所において認可通知書の交付をしますが、その際に認可申請書類の副本も返却します。この副本は、変更事項の届出、更新の申請のときに書類作成の参考となりますので、大切に保管してください。

認可通知書の再発行はいたしません（代表者が変更した場合も同様）ので、大切に保管してください。

(2) 認可の拒否

審査の結果、要件に適合していない場合は、認可拒否通知書を交付します。その際、併せて認可申請書類の副本も返却します。

6 認可通知後の手続

申請時に提出できない書類がある場合は、決められた期日までに提出してください。

（別表9参照）

提出されない場合は、認可の取消し処分となりますので、御注意ください。

その他、認可後に必要な手続については、「建設業許可申請の手引」別表6を御確認ください。

別表9 事業承継等及び相続の認可申請に必要なとなる書類の一覧

○必要
△変更なければ省略可
▲省略可

(注)新設法人とは、合併により新設された法人及び分割承継法人(新設分割により新設された法人に限る)とする。

様式番号	提出書類	提出部数 正:正本 副:副本	事業承継		相続	
			許可 有	承継人等 許可 無	許可 有	承継人等 許可 無
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	正1、副2	○	○	—	—
第22号の7	合併認可申請書	正1、副2	○	○	—	—
第22号の8	分割認可申請書	正1、副2	○	○	—	—
別紙1	役員等の一覧表	正1、副1	○	○	—	—
別紙2	営業所一覧表	正1、副2	○	○	—	—
別紙3	営業所技術者等一覧表	正1、副1	○	○	—	—
第22号の10	相続認可申請書	正1、副2	—	—	○	○
別紙1	営業所一覧表	正1、副2	—	—	○	○
別紙2	営業所技術者等一覧表	正1、副1	—	—	○	○
第2号	工事経歴書	正1、副1	○	○	○	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	正1、副1	○	○	○	○
第4号	使用人数	正1、副1	○	○	○	○
第6号	誓約書	正1、副1	○	○	○	○
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行) ※提出は役員及び令第3条使用人分全員(相談役、顧問は不要) ※事業承継等後に承継人に在籍する者の分	原本1部	△	○	△	○
	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) ※提出は役員及び令第3条使用人分全員(相談役、顧問は不要) ※事業承継等後に承継人に在籍する者の分	原本1部	△	○	△	○
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	正1、副2	△	○	△	○
別紙	常勤役員等の略歴書	正1、副2	△	○	△	○
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	正1、副2	△	○	△	○
別紙1	常勤役員等の略歴書	正1、副2	△	○	△	○
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	正1、副2	△	○	△	○
第7号の3	健康保険等の加入状況	正1、副2	○	○	○	○
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	正1、副2	△	○	△	○
	技術検定合格証明書等の資格証明書	原本確認	△	○	△	○
第9号	実務経験証明書	正1、副1	△	○	△	○
	卒業証明書	原本確認	△	○	△	○
第10号	指導監督の実務経験証明書	正1、副1	△	○	△	○
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	正1、副1	△	○	△	○
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査	正1、副2	○	○	○	○
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	正1、副2	○	○	○	○
	定款	写し1部	○	○	—	—
第14号	株主(出資者)調査	正1、副1	△	○	—	—
第15号	貸借対照表	正1、副1	○	○	—	—
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	正1、副1	○	○	—	—
第17号	株主資本等変動計算書	正1、副1	○	○	—	—
第17号の2	注記表	正1、副1	○	○	—	—
第17号の3	附属明細表 ※特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金1億円を超える会社、又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社が提出	正1、副1	○	○	—	—
第18号	貸借対照表	正1、副1	○	○	△	○
第19号	損益計算書	正1、副1	○	○	△	○
	登記事項証明書	原本1部	○	○	○	○
第20号	営業の沿革	正1、副1	○	○	○	○
第20号の2	所属建設業者団体	正1、副1	○	○	○	○
	事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額)の原本	1部	▲	○	▲	○
第20号の3	主要取引金融機関名	正1、副1	△	○	△	○
第22号の6	誓約書	正1、副1	○	○	—	—
第22号の11	誓約書	正1、副1	—	—	○	○

大臣認可に係る届出

第22号の9	届出書(事業承継等)	正1、副1	○	○	—	—
第22号の12	届出書(相続)	正1、副1	—	—	○	○

別表 10

認可申請に係る提出書類の内容を確認するもの一覧

様式番号	提出書類名	確認書類
第22号の5 第22号の7 第22号の8	譲渡及び譲受け認可申請書 合併認可申請書 分割認可申請書	①②は必ず提出。合併又は分割の場合は③④も提出。 ① 契約書の写し ・ 新設分割の場合は、株主総会の承認を受けた新設分割計画書。 ・ 法人成りの場合は、個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書 ② 株主総会議事録、社員総会決議録、無限社員若しくは総社員の同意書のいずれか一つ ※承継人、被承継人（被承継人が複数の場合はすべての被承継人）それぞれ提出。 ただし、個人事業主の場合は提出不要。 ③ 合併又は分割の方法及び条件が記載された書類 ④ 合併比率説明書又は分割比率説明書
第22号の10	相続認可申請書	① 戸籍謄本等（申請者と被相続人の関係が分かるもの） 申請者以外に相続人がある場合は、申請者以外のすべての相続人からの、申請者が被相続 ② 人の建設業許可業者としての地位を承継し、建設業を営むことに同意した誓約書（住所及び氏名の記載があり、押印したもの）
	（営業所・法人番号の確認）	建設業許可申請の手引別表 5 参照 ※ 新設法人は、承継日から 2 週間以内に提出
第 7 号 第 7 号の 2 第 8 号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 営業所技術者等証明書	建設業許可申請の手引別表 5 参照 ※ 常勤性の確認については、承継日から 2 週間以内に提出
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	建設業許可申請の手引別表 5 参照 ※ 新設法人は、承継日から 2 週間以内に提出 （様式第 2 2 号の 6 又は様式第 2 2 号の 1 1 の誓約書の提出が必要）

財産要件を確認できる書類	
①一般建設業の許可を申請する場合	②特定建設業の許可を申請する場合
アカイのいずれか一つを提出。 ただし、ウに該当する場合は提出不要。	ア～ウのすべてを提出。
ア 自己資本額が 5 0 0 万円以上である財務諸表 イ 500万円以上の残高証明、融資証明書、固定資産証明書 ※発行後1ヵ月以内のもの。 新設法人は、申請後の提出も可。 ウ 許可申請直前の過去 5 年間、許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること	ア 承継人（相続人）の申請日の直前の決算期の財務諸表 イ 500万円以上の残高証明、融資証明書、固定資産証明書 ※発行後1ヵ月以内のもの。 新設法人は、申請後の提出も可。 ウ 承継後の財務諸表。 ※出来次第すみやかに提出。 ※事後確認の結果、特定建設業の財産要件を満たさない場合は、すみやかに一般建設業に切り替える申請が必要です。